

規制の事前評価書(要旨)

法律又は政令の名称	港湾法の一部を改正する法律案
規制の名称	港湾工事のための調査等を行うための他人の土地の立入の主体の追加(港湾法第55条の2の2関係)
規制の区分	改正(拡充)
担当部局	国土交通省港湾局技術企画課、海岸・防災課災害対策室
評価実施時期	令和4年10月13日
規制の目的、内容及び必要性等	<p>港湾法第55条の2の2第1項において、国土交通大臣又は港湾管理者が港湾工事のための調査・測量を行うためやむを得ない必要があるときは、調査・測量に従事する職員を他人の土地に立ち入らせることができることとされている。</p> <p>他のインフラ関連法令においても、公物管理者等がインフラ工事等を行うためやむを得ない必要があるときは、職員等を他人の土地に立ち入らせることができるが、これらは、公物管理者等が委託した者にも立入権限が付与されている。</p> <p>港湾についても、我が国産業や国民生活を支える重要なインフラであり、災害、事故等の不測の事態が発生した場合にあっても、その機能を可能な限り維持し社会的経済的被害を最小化することが必要不可欠であることから、国土交通大臣又は港湾管理者から委任を受けた者を追加する。</p>
直接的な費用の把握	
(遵守費用)	発生しない。
(行政費用)	発生しない。
直接的な効果(便益)の把握	国や港湾管理者と連携して災害対応を行う民間事業者が現場で機動的に対応することが可能となり、迅速かつ円滑な被災状況把握及び港湾機能の早期復旧が図られ、基幹的な人流・物流や緊急物資輸送網を維持し、我が国の社会経済への影響が最小限に抑制されることが期待される。
副次的な影響と波及的な費用の把握	当該規制による副次的な影響及び波及的な影響は想定されない。
費用と効果(便益)の関係	<p>当該規制の拡充は、他人の土地への立入りを行った場合、当該行為により損失が生じた対応として行政費用が発生する場合がある。</p> <p>一方、当該規制の拡充により、迅速かつ円滑な被災状況把握及び港湾機能の早期復旧が図られ、基幹的な人流・物流や緊急物資輸送網を維持し、我が国の社会経済への影響が最小限に抑制されるという大きな効果がある。また、副次的な影響及び波及的な影響は想定されない。</p> <p>これらのことから、効果が費用を上回ると考えられることから、当該規制の拡充を行うことは妥当である。</p>
代替案との比較	<p>国又は港湾管理者が、その土地の所有者等に対して協力を求めることができることを代替案とする。</p> <p>代替案は、あくまで協力要請であることから、当該協力要請に応じない事業者等がいることも想定される。この場合、迅速かつ円滑な被災状況把握及び港湾機能の早期復旧ができず、社会的経済的被害が甚大なものになってしまうおそれがあり、本来の趣旨を逸脱するおそれがある。したがって、国や港湾管理者と連携して災害対応を行う民間事業者が現場で機動的に対応することが可能となる本規制案が妥当である。</p>
その他関連事項	当該規制の拡充は、今後の港湾におけるハード・ソフト一体となった総合的な防災・減災対策のあり方を検討することを目的として、交通政策審議会港湾分科会において、第1回(令和元年11月)から第5回(令和2年7月)まで議論され、とりまとめられた提言に基づくものである。
事後評価の実施時期等	港湾法の一部を改正する法律案附則第3条において、法施行後5年経過時に見直す旨を規定することとしていることから、施行後5年が経過した時点(令和9年)において事後評価を実施する。
備考	